

教委第 69 号議案

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部改正について
神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則、神戸市立高等学校学則及び、神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年 12 月 20 日提出

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成 15 年 2 月 25 日教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号「8 月 31 日」を「7 月 31 日」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号「9 月 1 日」を「8 月 1 日」に改める。

第 5 条第 4 項として「校長は、8 月中の教育長が定める期間に 3 日間の授業日を定めなければならない。ただし、教育長が別途定める学校は除く。」を追加する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則

神戸市立高等学校学則（昭和 43 年 3 月 28 日教委規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項「8 月 31 日」を「7 月 31 日」に、「9 月 1 日」を「8 月 1 日」に改める。

第 5 条第 1 項第 6 号「3 月 21 日」を「3 月 24 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

神戸市立特別支援学校学則（昭和 19 年 3 月 23 日教委規則 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項「8 月 31 日」を「7 月 31 日」に、「9 月 1 日」を「8 月 1 日」に改める。

第 5 条第 1 項第 6 号「神戸市立盲学校においては 3 月 21 日から 31 日まで。神戸市立盲学校を除く神戸市立特別支援学校においては」を削る。

第 5 条第 5 項として「校長は、8 月中の教育長が定める期間に 3 日間の授業日を定めなければならない。ただし、教育長が別途定める学校は除く。」を追加する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(学年, 学期)

第4条 略

2 学年を分けて次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

7月31日

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

8月1日

(3) 略

(休業日)

第5条 略

2～3 略

4 校長は、8月中の教育長が定める期間に3日間の授業日を定めなければならない。ただし、教育長が別途定める学校は除く。

神戸市立高等学校学則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(学年, 学期)

第4条 略

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

7月31日

第2学期 9月1日から12月31日まで

8月1日

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

3月24日

(7) 略

2～4 略

神戸市立特別支援学校学則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(学年, 学期)

第4条 略

2 学年を分けて, 次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

7月31日

第2学期 9月1日から12月31日まで

8月1日

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は, 次のとおりとする。

(1)~(5) 略

(6) 学年末休業日 神戸市立盲学校においては3月21日から3月31日まで。神戸市立盲学校を除く神戸市立特別支援学校においては3月26日から3月31日まで

(7) 略

2~4 略

5 校長は, 8月中の教育長が定める期間に3日間の授業日を定めなければならない。ただし, 教育長が別途定める学校は除く。

「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」等の
一部改正に対するご意見と神戸市の考え方

意見募集期間：令和元年11月11日（月曜）から令和元年12月10日（火曜）まで

意見提出件数：2通（3件）

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No.	意見の概要	神戸市の考え方
1	<p>神戸市立六甲山小学校の夏休み・冬休みの期間は他の小学校と異なっている。毎年度、第5条第2項の手続きで変更していると聞いているが、事務の簡素化のためにも、今回の改正に合わせて、第5条第4号・第5号を改正してはどうか。</p>	<p>当該小学校では、冬季における天候(降雪、凍結)により通学が困難な状況になることから、独自に冬季休業日を長く設定しており、代替措置として夏季休業日を短く設定しております。</p> <p>現行の規則では、第5条第2項に示している通り「規定による休業日を変更する場合は教育長の承認を得なければならない」としており、当該小学校のみ対象とした規則変更を行う予定はございません。</p>
2	<p>この3日間の期間の決定にあたっては、どのように検証をされてきたのでしょうか。教育委員会だよりも記載が無く検証も意見も出来ません。</p> <p>3日間に限定するのではなく、他行政でも実施しているようにもう少し夏休みを短縮し授業日に当てることは出来ないのでしょうか。</p>	<p>本市では、中学校において平成26年度より、小学校においては平成28年度より、児童生徒の学力の充実に向けた取組や豊かな学びのある授業づくりを推進する観点から、夏季休業日中に3日間の授業日を試行実施してまいりました。同時に、平成26年3月より、学識経験者や学校関係者も参加いただいた「望ましい授業日のあり方懇談会」を6度開催し、議論を重ねてまいりました。</p> <p>また、近年、増加傾向にある災害を伴う気象警報の発令や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態による臨時休業の影響等を鑑み、授業時数の確保をより確実にを行うために試行実施を継続してまいりました。</p> <p>更に、試行実施の期間中を通じて各学校へ実施状況調査を行ったところ、通常授業の実施や運動会等に向けた学習として位置付けるなど、学校現場では夏季休業日中の授業日を有効に活用しており、保護者からも概ね理解をいただいているものと認識しています。</p> <p>こうした検証結果を踏まえ、令和2年度以</p>

		<p>降も夏季休業日中の授業日を継続してまいります。</p> <p>一方、文部科学省通知では、標準授業時数を大きく上回った時数を計画している場合には、教師の働き方改革に十分配慮することとの見解が示されており、本市では、各校の年間授業時数の平均と比較、検証したうえで、行事の精選や学習の効率化などの工夫を図りながら授業時数の確保を目指して取り組んでおり、夏季休業日中の授業日については3日間が適当であると判断しております。</p>
3	<p>1学期と2学期の、日程変更をすることの必要性和そのメリットとデメリットなど理解出来ません。こちらのことも、ホームページの記載内容を見ても、変更が必要という課題や問題点が明確に記載されておらず検証が出来ません。</p>	<p>学期の考え方について、現在、8月末に実施する授業日は現行の規則に則り1学期の出欠として取り扱っていますが、8月を2学期とすることで、8月末に実施する授業日の出欠や成績等を2学期へ反映することができます。</p> <p>但し、心身のリズムを整え、9月からの学校生活を円滑に迎えることができるよう、2学期の始業式は現行どおり9月1日以降に実施します。</p>